

神戸市外国語大学外国語学部履修登録単位の上限に関する規程

2009年4月1日

規程第9号

(目的・趣旨)

第1条 本規程は、学生の効果的な履修に資するために、神戸市外国語大学外国語学部履修規程（以下「外国語学部履修規程」という。）第2条第4項及び外国語学部第2部履修規程第2条第4項に定める「別途規程」として、毎学年度に履修登録可能な単位の上限を定めるものである。

(履修単位の上限)

第2条 外国語学部及び外国語学部第2部（以下「第2部」という。）に在籍する学生が毎年度に履修登録可能な単位の上限は49単位とする。

(履修単位の上限算定の例外科目)

第3条 外国語学部履修規程における別表（5）（各課程のために設置される科目）又は第2部履修規程における別表（Ⅱ-3）（各課程のために設置される科目（第2部））に規定される科目及び卒業論文については、第2条の算定対象としない。

(規程適用の範囲)

第4条 この規程は、2009年度以降の外国語学部及び第2部の入学生に対して適用する。

(例外規程)

第5条 この規程は、外国語学部及び第2部の編入学学生に対しては適用しない。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 2011年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 2018年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。